

## 別表 1 - 1 創業相談窓口の設置【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標	
創業相談件数	年間 100 件 (市全体)
創業件数	年間 20 件 (市全体)
<p>市では創業専門の窓口を設置し、相談があった場合は、小野田商工会議所及び山陽商工会議所などの創業支援機関と連携し創業支援を実施している。両商工会議所での平成30年度の創業に関する相談件数は、92件の実績があった。市役所内に相談窓口を設置することで、両商工会議所や金融機関といった支援機関・支援事業の紹介、支援機関と連携することで、相談件数の増加を図るものとする。</p> <p>平成30年度の両商工会議所での創業実績は、26件あったことから、相談窓口の設置を広く周知することで、新規の相談件数のうち2割の20件を創業の目標とする。</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>・ワンストップ創業相談窓口の設置</p> <p>市役所内に創業支援等に対応する「ワンストップ創業相談窓口」を設置し、商工会議所や金融機関等の創業支援機関と連携し、創業に向けた支援体制を構築する。</p> <p>相談窓口には、商工労働課の職員を1名配置し、市内における創業相談の取りまとめ、融資制度の支援事業の紹介、創業希望者の総合的な相談に対応する。相談の受付時間は、市役所の開庁時間とする。創業希望者の必要とする支援に応じ、支援機関が開催するセミナー等への参加などを積極的に推進する。</p> <p>(創業に必要な要素と各支援機関の役割)</p> <p>1 ターゲット市場の見つけ方</p> <p>商工会議所、金融機関は、市場ニーズを調査・把握し、創業希望者へ情報提供を行う。</p> <p>2 ビジネスモデルの構築の仕方</p> <p>商工会議所、金融機関は、市場ニーズへの対応、事業の採算性についての助言・指導を行う。</p> <p>3 売れる商品・サービスの作り方</p> <p>市、商工会議所、金融機関は、創業希望者に対し、売れる商品・サービスのアドバイス、既存企業とのマッチングなどの支援・助言を行う。</p> <p>市は、連携先である山口東京理科大学、山口県産業技術センター、やまぐち産業振興財団の情報提供、専門家派遣などを紹介するとともに、市内名産品・特産品を活用した6次産業など市役所内の関係部署との連携による支援を行う。</p> <p>4 適正な価格の設定と効果的な販売方法</p> <p>商工会議所や金融機関は、市場動向に関する情報提供・助言により、価格設定や販路拡大の支援を行う。</p> <p>5 資金調達</p> <p>金融機関は、資金調達についての助言や金融支援を行い、市は、金融機関と協調した制度融資を行う。</p>	

## 6 事業計画の作成

商工会議所、金融機関は、事業計画書の作成について支援を行う。

## 7 許認可、手続き

市、商工会議所は、許認可の手続きなどの助言を行うとともに、必要に応じて専門家への支援の引継ぎを行う。

## 8 コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大の可能性

商工会議所、金融機関は、創業後の事業展開や新分野への進出・事業拡大について継続的な助言などの支援を行う。

### (創業支援機関との連携)

商工会議所、金融機関、市の各創業支援機関が、創業相談窓口を設置し、ワンストップでの対応を実施する。相談者の必要とする支援に応じ、各支援機関がそれぞれ独自の支援を行うこととし、必要に応じてそれぞれの機関が支援を行った情報について、個人情報に配慮しつつ、創業支援につながる情報として他の機関と連携した対応をとることとする。

市は、商工会議所や金融機関が支援した内容の取りまとめ、調整を行うこととし、関係機関が連携した創業支援が実施されるよう関係機関を招集して連絡会議を開催することとする。

## 1 商工会議所

創業相談窓口の設置、各種融資制度の紹介・相談、創業セミナーの開催

## 2 金融機関

創業相談窓口の設置、各種融資相談・実行

### (連携機関の役割)

各連携機関においては、それぞれの特徴に合わせ創業希望者、支援機関と連携して支援を行うこととする。

## 1 山口東京理科大学

創業希望者への技術相談、共同研究、情報提供

## 2 山口県産業技術センター

創業希望者への技術相談、共同研究、情報提供

## 3 やまぐち産業振興財団

創業相談、各種融資制度の紹介、情報提供

## 4 山口県信用保証協会

各種融資制度の紹介、情報提供、融資保証

### (その他)

・各支援機関においては、創業支援実施後も経営等の相談に対してアフターフォローを実施することとする。

・各支援機関は、創業相談を受けた案件について、可能な範囲において相互に情報提供を行うことで、市全体での創業件数の拡大に取り組むこととする。

・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援等事業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を本人への聞き取り調査等により確認する。

・創業支援の対象については、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めら

れる事業（創業者）は支援の対象としないこととする。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

#### 【特定創業支援等事業】

各支援機関における相談窓口では、創業希望者が必要とする支援を把握し、支援機関が実施するセミナーへの参加及び個別支援により「経営、財務、人材育成、販路開拓」に係る内容を満たす支援を実施することとし、原則、4回以上かつ1か月以上の期間をかけて指導することとする。

この要件を満たすことによって、特定創業支援等事業として認めることとし、当該事業による支援を受けた事業者に対して市が特定創業支援等事業を受けたことを認定する証明書を発行する。

#### （2）創業支援等事業の実施方法

##### ・ワンストップ創業相談窓口の設置

商工労働課に担当者1名以上を配置し、各支援機関と連携した相談体制とする。相談の受付は、市役所の開庁時間とする。

相談窓口には、支援機関が実施する支援事業や、各種融資制度等の情報提供ができるようパンフレットやチラシの設置等を行う。

創業支援希望者の必要とする支援に合わせた対応を行い、各支援機関を紹介するなどワンストップでの支援体制を構築する。

創業相談を受けた場合は、創業支援希望者の氏名、住所、連絡先、相談内容、指導内容等を記載した一覧を作成し、効率的な支援が行うこととする。この情報の管理については、個人情報に配慮しつつ、創業支援につながる情報として適切に管理・運用する。

#### 計 画 期 間

平成28年4月1日～令和5年3月31日

変更箇所については、令和元年12月20日～令和5年3月31日

別表 2-1 創業相談窓口の設置【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	
①	小野田商工会議所
②	山陽商工会議所
③	山口県信用組合
④	山口銀行
⑤	西京銀行
⑥	西中国信用金庫
(2) 住所	
①	山陽小野田市中央二丁目3番1号
②	山陽小野田市鴨庄101-29
③	山陽小野田市中心1-2-40
④	下関市竹崎町4丁目2-36
⑤	周南市平和通1丁目10番の2
⑥	下関市細江町一丁目1番8号
(3) 代表者	
①	会頭 藤田敏彦
②	会頭 田中剛男
③	理事長 <u>内山哲男</u>
④	頭取 <u>神田一成</u>
⑤	頭取 平岡英雄
⑥	理事長 村上幸男
(4) 連絡先	
①	0836-84-4111 担当者 松尾
②	0836-73-2525 担当者 長田
③	0836-84-3300 本店営業部 担当者 高原
	0836-83-2413 高千帆支店 担当者 小原
	0836-73-0010 厚狭支店 担当者 <u>花本</u>
④	0836-83-2007 小野田支店 担当者 <u>向井</u>
	0836-83-2643 小野田駅前支店 担当者 安心院
	0836-72-1151 厚狭支店 担当者 寺嶋
	0836-76-1121 埴生支店 担当者 溝田
⑤	0836-83-8661 日の出支店 担当者 <u>國司</u>
	0836-83-2213 小野田支店 担当者 <u>國司</u>
	0836-72-0341 厚狭支店 担当者 <u>國司</u>
⑥	0836-84-7711 小野田支店 担当者 <u>隈部</u>

## 創業支援等事業の目標

創業相談件数 年間 100 件 (市全体)  
創業件数 年間 20 件 (市全体)

両商工会議所での平成30年度の創業に関する相談件数は92件、創業実績は26件あった。引き続き、支援機関に窓口を設置し相談体制、連携を強化することから相談件数の2割の20件を創業の目標とする。

## 創業支援等事業の内容及び実施方法

### (1) 創業支援等事業の内容

#### ・創業相談窓口の設置

各支援機関において相談窓口を設置し、創業及び経営に係る各種支援の相談受付・情報提供等により、創業に向けた適切な支援を行う。

### (2) 創業支援等事業の実施方法

#### ・ワンストップ創業相談窓口の設置

各支援機関は、担当者1名以上を配置し、各支援機関と連携した相談体制とする。相談窓口には、支援機関が実施する支援事業や、各種融資制度等の情報提供ができるようパンフレットやチラシの設置等を行う。

創業支援希望者の必要とする支援に合わせた対応を行い、各支援機関を紹介するなどワンストップでの支援体制を構築する。

創業相談を受けた場合は、創業支援希望者の氏名、住所、連絡先、相談内容、指導内容等を記載した一覧を作成し、効率的な支援が行うこととする。この情報の管理については、個人情報に配慮しつつ、創業支援につながる情報として適切に管理・運用する。

以下、各支援機関による事業内容、実施方法を記載する。

### ①小野田商工会議所

#### (創業支援等事業の内容)

##### 創業相談窓口を設置

受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとし、創業に関する基本的な知識から融資制度、各種支援事業について対応する。

市や金融機関との連携により、創業希望者の必要に応じた対応を行うことで、創業件数の増加を図る。

また、創業の実現に当たり、経営・財務・人材育成・販路拡大等の創業に必要な知識・情報・技術などが習得できる下記の内容でのセミナー・個別相談事業を実施する。

#### (別表2-2)

##### 【事業内容】

- ・創業に関する基礎知識、心構え
- ・経営に関する基礎知識、心構え
- ・事業計画作成の方法について

- ・資金計画、収支計画の立て方
- ・創業前、創業後の経理処理について
- ・決算処理について
- ・販路拡大、経営拡大について
- ・労務に関する基礎知識について
- ・雇用、人材育成、研修について

以上の内容について、専門家及び商工会議所職員によるセミナーの開催、個別相談会を実施する。

上記事業内容のうち、経営・財務・人材育成・販路拡大等の創業に当たり必要な知識・情報・技術指導の4分野について別表2-2の事業とあわせ、1か月以上の期間に継続して4回以上の講習・指導等を受けるなどの要件を満たすことで「特定創業支援等事業」とする。

#### (創業支援等事業の実施方法)

創業相談窓口を設置し、平日に商工会議所の職員が相談に対応する。

相談窓口には、支援機関が実施する支援事業や、各種融資制度等の情報提供ができるようパンフレットやチラシ等を設置する。

創業支援希望者の必要とする支援に合わせた対応を行い、各支援機関を紹介するなどワンストップでの支援体制を構築する。

創業支援希望者に対して商工会議所が開催するセミナーへの参加案内や、専門家による指導・アドバイスをを行う。

創業相談を受けた場合は、創業支援希望者の氏名、住所、連絡先、相談内容、指導内容等を記載した一覧を作成し、効率的な支援が行うこととする。この情報の管理については、個人情報に配慮しつつ、創業支援につながる情報として適切に管理・運用し、必要に応じて市へ提供することとする。

## ②山陽商工会議所

### (創業支援等事業の内容)

創業相談窓口を設置

受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとし、創業に関する基本的な知識から融資制度、各種支援事業について対応する。

市や金融機関との連携により、創業希望者の必要に応じた対応を行うことで、創業件数の増加を図る。

また、創業の実現に当たり、経営・財務・人材育成・販路拡大等の創業に必要な知識・情報・技術などが習得できる下記の内容でのセミナー・個別相談事業を実施する。

(別表2-2)

#### 【事業内容】

- ・創業に関する基礎知識、心構え
- ・経営に関する基礎知識、心構え
- ・事業計画作成の方法について
- ・資金計画、収支計画の立て方
- ・創業前、創業後の経理処理について
- ・決算処理について
- ・販路拡大、経営拡大について

- ・労務に関する基礎知識について
- ・雇用、人材育成、研修について

以上の内容について、専門家及び商工会議所職員によるセミナーの開催、個別相談会を実施する。

上記事業内容のうち、経営・財務・人材育成・販路拡大等の創業に当たり必要な知識・情報・技術指導の4分野について別表2-2の事業とあわせ、1か月以上の期間に継続して4回以上の講習・指導等を受けるなどの要件を満たすことで「特定創業支援等事業」とする。

#### (創業支援等事業の実施方法)

創業相談窓口を設置し、平日に商工会議所の職員が相談に対応する。

相談窓口には、支援機関が実施する支援事業や、各種融資制度等の情報提供ができるようパンフレットやチラシ等を設置する。

創業支援希望者の必要とする支援に合わせた対応を行い、各支援機関を紹介するなどワンストップでの支援体制を構築する。

創業支援希望者に対して商工会議所が開催するセミナーへの参加案内や、専門家による指導・アドバイスを行う。

創業相談を受けた場合は、創業支援希望者の氏名、住所、連絡先、相談内容、指導内容等を記載した一覧を作成し、効率的な支援を行うこととする。この情報の管理については、個人情報に配慮しつつ、創業支援につながる情報として適切に管理・運用し、必要に応じて市へ提供することとする。

### ③山口県信用組合

#### (創業支援等事業の内容)

創業相談窓口を設置

受付時間は、平日の午前9時から午後3時までとし、創業に関する基本的な知識から融資制度、各種支援事業について対応する。

市や商工会議所との連携により、創業希望者の必要に応じた対応を行うことで、創業件数の増加を図る。

また、創業の実現に当たり、経営・財務・人材育成・販路拡大等の創業に必要な知識・情報・技術などについて個別相談で対応し、この4分野について4回以上、1か月以上の継続的な支援を行うことで「特定創業支援等事業」とする。

#### (創業支援等事業の実施方法)

創業相談窓口を設置し、平日に職員が相談に対応する。

相談窓口には、支援機関が実施する支援事業や、各種融資制度等の情報提供ができるようパンフレットやチラシ等を設置する。

創業支援希望者の必要とする支援に合わせた対応を行い、各支援機関を紹介するなどワンストップでの支援体制を構築する。

創業相談を受けた場合は、創業支援希望者の氏名、住所、連絡先、相談内容、指導内容等を記載した一覧を作成し、効率的な支援を行うこととする。この情報の管理については、個人情報に配慮しつつ、創業支援につながる情報として適切に管理・運用し、必要に応じて市へ提供することとする。

#### ④山口銀行

##### (創業支援等事業の内容)

創業相談窓口を設置

受付時間は、平日の午前9時から午後3時までとし、創業に関する基本的な知識から融資制度、各種支援事業について対応する。

市や商工会議所との連携により、創業希望者の必要に応じた対応を行うことで、創業件数の増加を図る。

また、創業の実現に当たり、経営・財務・人材育成・販路拡大等の創業に必要な知識・情報・技術などについて個別相談で対応し、この4分野について4回以上、1か月以上の継続的な支援を行うことで「特定創業支援等事業」とする。

##### (創業支援等事業の実施方法)

創業相談窓口を設置し、平日に職員が相談に対応する。

相談窓口には、支援機関が実施する支援事業や、各種融資制度等の情報提供ができるようパンフレットやチラシ等を設置する。

創業支援希望者の必要とする支援に合わせた対応を行い、各支援機関を紹介するなどワンストップでの支援体制を構築する。

創業相談を受けた場合は、創業支援希望者の氏名、住所、連絡先、相談内容、指導内容等を記載した一覧を作成し、効率的な支援を行うこととする。この情報の管理については、個人情報に配慮しつつ、創業支援につながる情報として適切に管理・運用し、必要に応じて市へ提供することとする。

#### ⑤西京銀行

##### (創業支援等事業の内容)

創業相談窓口を設置

受付時間は、平日の午前9時から午後3時までとし、創業に関する基本的な知識から融資制度、各種支援事業について対応する。

市や商工会議所との連携により、創業希望者の必要に応じた対応を行うことで、創業件数の増加を図る。

また、創業の実現に当たり、経営・財務・人材育成・販路拡大等の創業に必要な知識・情報・技術などについて個別相談で対応し、この4分野について4回以上、1か月以上の継続的な支援を行うことで「特定創業支援等事業」とする。

##### (創業支援等事業の実施方法)

創業相談窓口を設置し、平日に職員が相談に対応する。

相談窓口には、支援機関が実施する支援事業や、各種融資制度等の情報提供ができるようパンフレットやチラシ等を設置する。

創業支援希望者の必要とする支援に合わせた対応を行い、各支援機関を紹介するなどワンストップでの支援体制を構築する。

創業相談を受けた場合は、創業支援希望者の氏名、住所、連絡先、相談内容、指導内容等を記載した一覧を作成し、効率的な支援を行うこととする。この情報の管理については、個人情報に配慮しつつ、創業支援につながる情報として適切に管理・運用し、必要に応じて市へ提供することとする。



## ⑥西中国信用金庫

(創業支援等事業の内容)

創業相談窓口を設置

受付時間は、平日の午前9時から午後3時までとし、創業に関する基本的な知識から融資制度、各種支援事業について対応する。

市や商工会議所との連携により、創業希望者の必要に応じた対応を行うことで、創業件数の増加を図る。

また、創業の実現に当たり、経営・財務・人材育成・販路拡大等の創業に必要な知識・情報・技術などについて個別相談で対応し、この4分野について4回以上、1か月以上の継続的な支援を行うことで「特定創業支援等事業」とする。

(創業支援等事業の実施方法)

創業相談窓口を設置し、平日に職員が相談に対応する。

相談窓口には、支援機関が実施する支援事業や、各種融資制度等の情報提供ができるようパンフレットやチラシ等を設置する。

創業支援希望者の必要とする支援に合わせた対応を行い、各支援機関を紹介するなどワンストップでの支援体制を構築する。

創業相談を受けた場合は、創業支援希望者の氏名、住所、連絡先、相談内容、指導内容等を記載した一覧を作成し、効率的な支援を行うこととする。この情報の管理については、個人情報に配慮しつつ、創業支援につながる情報として適切に管理・運用し、必要に応じて市へ提供することとする。

### (3) 広報活動等

創業相談窓口の相談体制、支援内容、セミナーの開催情報などについては、各支援機関・市の広報紙やホームページを通じて広く情報提供を行う。

市は、各支援機関で受け付けた相談を取りまとめ、市内における相談の状況、必要としている支援策などの情報提供を行うことで、各機関の特徴を活かした創業支援が実施できるよう取り組むとともに、必要に応じて関係機関を召集して連絡会議を開催することとする。

### 計 画 期 間

平成28年4月1日～令和5年3月31日

変更箇所については、令和元年12月20日～令和5年3月31日

別表 2-2 セミナー等の開催【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
<p>(1) 氏名又は名称            ①小野田商工会議所            ②山陽商工会議所</p> <p>(2) 住所            ①山陽小野田市中央二丁目3番1号            ②山陽小野田市鴨庄101-29</p> <p>(3) 代表者            ①会頭 藤田敏彦            ②会頭 田中剛男</p> <p>(4) 連絡先            ①0836-84-4111 担当 松尾            ②0836-73-2525 担当 長田</p>	
創業支援等事業の目標	
創業支援セミナー開催	年間2回（小野田・山陽商工会議所・市の共催） 受講者数 各回20名
短期集中セミナー開催	年間1回（小野田・山陽商工会議所・市の共催） 受講者数 10名
創業件数	年間 5件（セミナー受講者）
<p>平成30年度の創業支援セミナー実績は、            小野田商工会議所 1回開催 受講者 20名            山陽商工会議所 1回開催 受講者 15名            であった。令和元年度から、実践編として現状分析から事業計画の作成まで集中して学ぶことができる授業（短期集中セミナー）を実施するとともに、セミナー後もフォロー体制を整えることで、受講者数の増加を目指す。受講者目標は、創業支援セミナー各回20名、短期集中セミナー10名とし、セミナー受講者から5名の創業を目指す。</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>・創業支援セミナー（起業塾）等の開催            創業・起業に当たっての心構え、会社員との違いなど、創業に当たり最低限必要な知識や手続き等について専門家によるセミナー・個別相談の開催、商工会議所担当者による指導を実施する。</p>	

具体的には、下記のとおりとする。

【セミナー】

「創業の基本セミナー」 2日間 全6時間 年2回以上開催 基礎編

「短期集中セミナー」 4日間以上（1日2～3時間）年1回開催 実践編

【個別相談】

創業相談・会計処理相談・金融相談・労務相談・法律相談 毎月1回以上実施

【セミナー・個別相談における指導内容】

- ・創業に関する基礎知識、心構え
- ・経営に関する基礎知識、心構え
- ・事業計画作成の方法について
- ・資金計画、収支計画の立て方
- ・創業前、創業後の経理処理
- ・決算処理について
- ・販路拡大、経営拡大について
- ・労務に関する基礎知識について
- ・雇用、人材育成、研修について

以上を経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につくと客観的に判断できる内容とし、実際の創業に向けた取組を支援する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

・創業支援セミナー（起業塾）等の開催

セミナー開催に当たっては、テーマに合った専門家を講師として招き、創業希望者にとってより実務的なセミナー・講座となるようにする。セミナーへの参加により、経営から販売、経理、人材育成など企業に必要な知識を体系的に得ることのできる内容とする。

また、セミナー実施後においても、受講者に対して個別に「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関して支援・指導を実施することで、創業に必要な知識とスキルを習得してもらう。また専門家の紹介も行う。

支援・指導内容については、創業希望者の状況に応じて次のとおり実施することとする。

・現状分析 ・事業計画 ・資金計画 ・店舗設計 ・経営管理等

セミナーとセミナー実施後の個別相談・指導及び別表2-1の創業相談窓口事業で合わせて4回以上、1か月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義・指導を受講し、修了した者を商工会議所が認定し、「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

セミナーを受けた場合は、創業支援希望者の氏名、住所、連絡先、相談内容、指導内容等を記載した一覧を作成し、効率的な支援を行うこととする。この情報の管理については、個人情報に配慮しつつ、創業支援につながる情報として適切に管理・運用し、必要に応じて市へ提供することとする。

・ 広報活動等

セミナーの開催情報などについては、商工会議所・市の広報紙やホームページ、また開催をより広く知ってもらうため、地元紙に掲載するなど幅広く情報提供を行う。

・ 市の役割

市は、セミナーの開催についての周知、セミナー開催にあたる会場の準備などの支援を行う。セミナー受講生に対しては、各支援機関が連携して支援するよう必要に応じて調整する。

また、セミナーを受講し、創業にかかる支援を継続して1か月以上の期間に4回以上受けて、経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野について習得した創業希望者に「特定創業支援等事業」を受けた者として証明書を発行する。

計 画 期 間

平成28年4月1日～令和5年3月31日

変更箇所については、令和元年12月20日～令和5年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第5回認定日以降の申請が対象となる。